平成２５年（フ）第１０７号
北海道室蘭市水元町21番９号
債務者　小山内健二
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
北海道白老郡白老町川沿２丁目11番８－１号美園団地Ｔ12棟45号
債務者　氏野　佳二
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
岩手県八幡平市田頭第２地割89番地14
債務者　工藤　弘子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６０１号
仙台市太白区砂押町18―21　サニーコーポ205号、住民票上の住所青森県八戸市松ケ丘15番地８
債務者　松浦　大樹
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６２６号
仙台市若林区上飯田３丁目10番２号　第６コーポ青山102、従前の住所仙台市太白区中田７丁目15番３号
債務者　中村　理紗（旧姓庄子）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６２７号
仙台市泉区南光台７丁目34番９号　パレスアツミ102、従前の住所仙台市泉区南光台６丁目10―27
債務者　高橋　裕二（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
宮城県刈田郡蔵王町宮字下別当347番地５
債務者　我妻　　幸
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第６５号
宮城県角田市佐倉字東18番地５
債務者　菅野　廣治
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第４７号
山形県鶴岡市宝田２丁目１番71―８号　22号棟
債務者　村上　秀和
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第３５６号
茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴1694番地
債務者　立原　未来（旧姓米川）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３８６号
茨城県水戸市青柳町3657番地の230
債務者　橋本　利枝（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第８９号
群馬県太田市六千石町135番地25　ストーンランド・ヒル1203号、前住所東京都多摩市永山４丁目２番地　８―501
債務者　石川　奈央
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３４４号
金沢市松村５丁目45番地１
債務者　笠松　伸夫
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３７５号
金沢市粟崎町４丁目56番地２
債務者　北村　政裕
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３７６号
金沢市粟崎町４丁目56番地２
債務者　北村　園子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３２８号
山梨県北杜市長坂町富岡191番地　日野春コーポ２Ｄ
債務者　山本　大介
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係